

**島根県警察署**

印文簿 111 印

平成十五年一月三十日

(六曜日)

四 次

本件記載  
通路の交換に際する取扱い

**島根県警察署**

島根県公安委員会告示第22号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成15年2月25日

島根県公安委員長 古瀬 章  
別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
乃木福富町189番地2先 自動車専用道	車 両	終 日	西進 禁止		
路流入分岐点の西詰					

東津田町1729番地7先 松江道路上り自

道ランプ流出部分

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
八雲村大字日吉333番地149先 北西交差点から同村大字東岩坂3番地8先 東側要害橋南方交差点までの間	230 メートル	車 両 (路線バス) (を除く。)	土曜・日曜・休日 午前7時から午前8時まで		
東津田町1729番地7先 松江道路上り自	車 両	終 日	西進 禁止		

を

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部八束郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
八雲村大字日吉333番地149先 北西交差点から同村大字東岩坂3番地8先 東側要害橋南方交差点までの間	230 メートル	車 両 (路線バス) (を除く。)	土曜・日曜・休日 午前7時から午前8時まで		

を

## 警 署

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時 摘 要
八雲村大字日吉333番地149先 点から同村大字東岩坂3番地8先 要害橋南方交差点まで間	230 メートル	車両（路線バス・軽車両を除く。）	土曜・日曜・休午前7時30分から午前8時30分まで	車両（小型自動車・軽車両及び2輪のものを除く。）

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の三成警察署の部仁多郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時 摘 要
「横田町大字川原89の2番地先 木次線下三井野原踏切道	国鉄	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日	

仁多町大字三成869番地3先 矢谷踏切道  
(軽自動車・小型特殊自動車及び2輪のものを除く。)

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時 摘 要
桜江町大字川越地内 国鉄三江線坂本踏切道	10 メートル	自動二輪車、軽自動車及び小型特殊自動車（自除く。）	終 日	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時 摘 要
桜江町大字川越地内 JR三江線坂本踏切道	10 メートル	二輪の自動車以外の自動車（軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）	終 日	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の部中

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時 摘 要
横田町大字八川3089番地2先 JR木次線下三井野原踏切道	9 メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の部中

## 警察部

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時	摘要
宍道町大字白石3398番地4先 山陰自動車道(尾道松江線) 宍道バスストップ本線車道上り線流入口		自動車	終日		

を削る。

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の松江警察署の部八東郡の項に次のように加える。

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時	摘要
鹿島町大字恵曇町509番地1先 恵曇漁協卸売市場入口交差点橋梁部分の東側道路の北詰入り口から5メートルの間の町道	北行	5メートル	車両(軽車両を除く。)	終日		

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の高速道路交通警察隊の部中

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時	摘要
玉湯町大字布志名771番地2先 松江玉造インター本線車道への流入路分岐点から松江市乃白町801番地先松江玉造インター本線車道上り車線流入路	西行	455メートル	自動車	終日		

玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造インター本線車道下り車線流出路分岐点から同771番地12先 松江玉造インター本線車道下り車線流入路までの間の山陰自動車道松江玉造インター本線車道下り車線流入路	東行	515メートル	自動車	終日	
玉湯町大字布志名771番地2先 松江玉造インター本線車道への流入路分岐点から松江市乃白町801番地先松江玉造インター本線車道上り車線流入路の一般国道9号「自動車専用道路(松江道路)」松江玉造インター本線車道上り車線流入路	西行	275メートル	自動車	終日	

を

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
八束郡玉湯町大字布志名771番地12先 松江道路上り線と山陰自動車道流入路との分岐点から松江市乃白町801番地先 松江玉造インター→珍ジ本線車道上り車線流入口までの間の一般国道9号松江道路	西行	455メートル	自動車	終日	Cラシップ	
松江市乃白町971番地先 松江玉造インター→珍ジ本線車道下り車線出口から八束郡玉湯町大字布志名771番地2先 山陰自動車道流出路との合流地点までの間の一般国道9号松江道路	東行	545メートル	自動車	終日	Dラシップ	
八束郡玉湯町大字布志名771番地12先 松江道路上り線と山陰自動車道流入路との分岐点から同771番地28先 松江玉造インター→珍ジ本線車道下り線流入口までの間の山陰自動車道松江玉造インター→珍ジ本線車道下り線流入路	東行	515メートル	自動車	終日	Aラシップ	
八束郡玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造インター→珍ジ本線車道上り線流出道路下り線合流地点までの間の山陰自動車道松江玉造インター→珍ジ本線車道上り線流出路	西行	275メートル	自動車	終日	Bラシップ	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
鹿島町大字恵曇町509番地1先 恵曇漁協卸売市場入口交差点	2	
別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。		
久手町波根西23番地4先 三差路	1	

場所	横断歩道設置数	摘要
大森町4346番地先 東側三差路	1	
大森町4346番地先 西側交差点	1	
別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の温泉津警察署の部通摩郡の項に次のように加える。		
仁摩町大字大國町1005番地先 三差路	1	
仁摩町大字大國町622番地1先 下中市橋東詰三差路	1	
温泉津町大字小浜イ540番地1先 温泉津警察署先交差点	1	

に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)  
の川本警察署の部邑智郡の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
邑智町大字粕瀬93番地先 粕瀬小学校正門前	2	
邑智町大字粕瀬93番地先 粕瀬小学校西方交差点	3	
邑智町大字粕瀬178の1番地先 邑智町役場入口三差路	1	
瑞穂町大字市木2026番地先 瑞穂イシターチュンジ入口三差路	3	
川本町大字川下3138番地5先 玉緑橋東詰三差路	1	

に改める。  
別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)  
の高速道路交通警察隊の部中

区域又は道路の区間	最高速度(毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘要
玉湯町大字布志名771番地12先 松江玉造インターچュンジ本線車道への流出入路分岐点から同771番地2先 松江玉造インターچュンジ本線車道上り車線流入口まで の間の山陰自動車道松江玉造インターچュンジ本線車道上り車線流入路	40キロメートル	車(緊急自動車、②を除く。)	終日	515メートル	Aラシープ
玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造インターچュンジ本線車道下り車線出口から同771番地12先松江玉造インターچュンジ本線車道への流出入路分岐点までの間の山陰自動車道松江玉造インターچュンジ本線車道下り車線流出路	40キロメートル	車(緊急自動車、②を除く。)	終日	275メートル	Bラシープ
玉湯町大字布志名771番地2先 松江玉造インターچュンジ本線車道への流出入路分岐点から松江市乃白町801番地先 松江玉造インターچュンジ本線車道上り車線流入口までの間の一般国道9号「自動車専用道路(松江道路)」松江玉造インターچュンジ本線車道上り車線流入路	40キロメートル	自動車	終日	455メートル	Cラシープ

乃白町971番地先 松江玉造インター ターチュンジ本線車道下り車線流 出口から八東郡玉湯町大字布志名 771番地2先 松江玉造インター チューングジ本線車道への流入出路分 岐点までの間の一般国道9号「自 動車専用道路（松江道路）」松江 玉造インター チュンジ本線車道下 り車線流出路					545 メートル	Dラ ンプ	40キロ メートル	自動車 終日	車 両 緊急自動 けんじゆうじゆう 車、(②を除 く。)	終日 メートル	455 メートル	Cラ ンプ
---	--	--	--	--	-------------	----------	--------------	-----------	---	------------	-------------	----------

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
-----------	--------------	------------	----------	------	----

八東郡玉湯町大字布志名771番地 車道流入路との分岐点から山陰自動 番地28先 松江玉造インター チュ ンジ本線車道下り車線流入路まで の間の山陰自動車道松江玉造イン ター チュンジ本線車道下り車線流 入路	40キロ メートル	車 両 緊急自動 けんじゆうじゆう 車、(②を除 く。)	終日 メートル	515 メートル	Aラ ンプ
八東郡玉湯町大字布志名771番地 29先 松江玉造インター チュンジ 本線車道上り線出口から同771 番地12先 松江道路下り線導流地 点までの間の山陰自動車道松江玉 造インター チュンジ本線車道上り 車線流出路	40キロ メートル	車 両 緊急自動 けんじゆうじゆう 車、(②を除 く。)	終日 メートル	275 Bラ ンプ	

に改める。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
末次本町82番地先 交差点	北 話	
末次本町11番地先 交差点	南 話	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
大森町4346番地先 東側三差路	南 話	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の温泉津警察署の部廻摩郡の項に次のように加える。

場所	摘要
仁摩町大字大國町1005番地先 三差路	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向】
仁摩町大字大國町622番地1先 下中市橋東詰三差路	西 詰

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場所	摘要
邑智町大字柏瀬93番地先 柏瀬小学校西方交差点	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向】
川本町大字川下3138の5番地先 玉緑橋北方三差路	西 詰

## 監査

を改める。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場所	摘要
邑智郡大字柏瀬168番地先 邑智町役場南西三差路	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向】
瑞穂町大字市木2026番地先 瑞穂インター入口交差点	1

場所	摘要
邑智町大字柏瀬80番地2先 南東交差点	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向】
川本町大字川下3138番地5先 玉緑橋北東詰三差路	北西 詰

平成15年2月25日

島根県報

号外第13号 (8)

平成十五年二月二十五日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)

毎週火・金曜日発行